

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年3月13日 06時40分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港南方沖 清水灯台から真方位183° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 57.7′ 東経138° 31.6′)
事故の概要	プレジャーボートヤマトⅡは、錨泊中、また、プレジャーボート第三ダボハゼは、東北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ヤマトⅡ、2.6トン 271-37331 静岡、個人所有 B プレジャーボート 第三ダボハゼ、1.7トン 241-18598 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、二級小型 船長B、二級小型
負傷者	A 軽傷1人（船長A） B なし
損傷	A 操舵室左舷側出入り口等に破損等 B 右舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時00分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北に向けて錨泊中、左舷船尾部で釣りをしていた船長Aが、左舷船尾方から接近するB船を視認し、A船に挨拶をするために接近して来ると思い込み、釣りを続けていたところ、至近に迫ったB船に気付いたが、どうすることもできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場を移動する目的で、約5.5～6.0ノットの対地速力で東北東進中、船長BがGPSプロッター及び魚群探知機の映像を注視していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、錨泊中、船長Aが、左舷船尾方から接近するB船を視認した際、挨拶をするために接近して来ると思い込み、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、至近に迫ったB船に気付いたものの、どうすることもできず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、東北東進中、船長Bが、GPSプロッター及び魚群探知機

	<p>の映像に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が錨泊中、B船が東北東進中、船長Aが、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、GPSプロッター及び魚群探知機の映像に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、航海機器等に注意を向け過ぎることなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・錨泊中であっても、接近する他船を認めた場合、他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、継続して他船の動向を確認するとともに、余裕のある時機に有効な音響による注意喚起を行うなどして衝突を避けるための措置を採ること。